

MHI 原子力研究開発株式会社
計量管理規定の変更認可について

I. 審査の結果

「MHI 原子力研究開発株式会社」に係る計量管理規定に関し、同社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請があった「計量管理規定の変更認可申請書」（令和5年3月17日付け NDC 社発23-091号をもって申請。）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないとき」と認められる。

II. 申請の概要

申請者名：MHI 原子力研究開発株式会社

代表者氏名：取締役社長 南雲 浩行

申請日：令和5年3月17日

申請の理由：組織名称を変更するため。

申請の内容：変更の概要は以下のとおり。

組織名称の変更に伴う改正

・組織名称の変更に伴う、計量管理組織である核燃料管理統括者、核燃料管理者及び計量管理者の役職名の変更。

III. 審査の内容

本件審査に当たっては、本申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号）第4条の2の2に基づく規定を満たしていること及び法第61条の8第2項の規定に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないとき」と認められないことを確認した。

その内容は、以下のとおりである。

1. 組織名称の変更に伴う計量管理組織の改正

(1) 組織名称の変更に伴い、計量管理組織である核燃料管理統括者、核燃料管理者及び計量管理者の役職名が改正されていること、計量管理規定本文中の職務においても当該変更が適切に反映されていることを確認した。